

社会福祉法人 八寿会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八寿会（以下「当法人」という）定款第21条の規定及び定款細則第14条に基づき、役員（理事・監事）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員については、次の通りとする。

- ① 理事長については、報酬を支給する。ただし、賞与は支給しないものとする。
- ② その他の理事、監事については、無報酬とする。

(理事長の報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬の額は、当法人の資産および収支の状況ならびに民間の給与水準を考慮し、評議員会の決定を経たうえで、次の各号による報酬等の区分に応じて支払うものとする。

- ① 報酬については、別表1に定める額
- ② 通勤手当、マイカー通勤については、常勤職員の規定に準じるものとする
- ③ 常勤役員等が職務のために国内出張したときには、旅費規程に基づき、施設長の旅費に相当する額を支給するものとする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している理事長については、報酬を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 2 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日に繰り上げるものとする。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合にはその金額を控除し支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、常勤職員給与規程に準じて計算するものとする。

- 4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合は、日割りを行わず、当該月まで報酬を支給する。
- 5 その他、この規程にない事項については、常勤職員給与規程に準じて処理を行うものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第3号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

施行
改定 この規程は、令和 2年 7月 1日より施行する。

別表

役職名	報酬額
理事長	月額 400,000 円～1,000,000 円の間で評議員会の定める額